

鳥取市福部町地域おこし協力隊募集要項

令和8年7月

【まちの紹介】

鳥取市福部町は、鳥取市の北東部に位置し、北は日本海、東は岩美郡岩美町を境に接しています。また、中心市街地へのアクセスも良く、暮らしやすいまちです。鳥取県を代表する観光地「鳥取砂丘」を有し、らっきょうや梨などの特産品も豊富です。

特に「鳥取砂丘らっきょう」「ふくべ砂丘らっきょう」は地理的表示保護制度(GI 制度)に登録されるブランド農作物で、らっきょうの花は鳥取市の花に制定されています。

また、坂谷神社や鶏岩など、地域の魅力ある資源も多く存在しています。

【地域の課題】

「鳥取砂丘」周辺で販売される商品の多くは町外で製造されているため経済波及効果は限定的となっており、地元産の海産物や農作物を活用した商品開発・地場産品の充実が求められています。そのためには、町内で活動している既存の団体と協力し、新たな特産品を生み出す必要があります。

【求める人材】

既存の団体と連携し、地域活性化に向けたアイデアを形にできる方
町内の特産品や文化を活かした事業に関わりたい方
新しい取組を柔軟に考え、実行できる方

地域の自然、産業、観光資源などを活用し、地域の魅力向上や新たな価値創出に挑戦したい方を募集します。

1 募集人数

1名

2 活動内容

福部町内で製造する特産品を使用した新たな商品の開発と、地域活性化に関する下記の活動

- (1)地元ブランドや地場産品を活用した商品の開発に協力してもらえる地元団体の調査
- (2)商品づくりやパッケージ開発、販路開拓
- (3)ふるさと納税返礼品の企画と開発、広報活動
- (4)SNS等の媒体を活用した地域の魅力・情報発信
- (5)地域の課題についての情報収集
- (6)地域住民や事業者、関係団体との連携による地域づくり活動への参画

- (7)福部町総合支所職員としての活動
- (8)その他、隊員がこれまで培ってきた経験、得意分野を活かし福部地域の活性化につなげることができる活動 など

3 募集対象

- (1)年齢20歳以上(採用時点)
- (2)性別・学歴は不問
- (3)3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を鳥取市福部町内へ移し、住民票を移動させることができる方(任命される前に鳥取市内に定住または定着している方を除く)
- (4)地域おこし協力隊に深い理解と熱意を有し、かつ、積極的に活動する意欲がある方
- (5)隊員の任期終了後も引き続き鳥取市福部町に定住し、就業・起業等の意欲のある方
- (6)地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (7)心身ともに健康で誠実な方
- (8)基本的に3年間は継続して活動することができる方
- (9)普通自動車免許を有し、実際に運転できる方
- (10)パソコン(Word、Excel、PowerPoint 等)の一般的な操作ができ、HP・SNS 等で情報発信できる方
- (11)食に興味・関心があり、関係団体と連携して商品開発に取り組める方
- (12)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (13)活動に際して、市の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

4 勤務場所

- 勤務地:鳥取市福部町総合支所
- 活動地:鳥取市福部町内(出張等あり)

5 雇用形態及び期間

初年度の任用期間は令和9年4月1日以降の採用日から令和10年3月31日までとし、以降年度ごとに更新を行います。(※雇用開始日は相談に応じます。)

- (1)鳥取市の会計年度任用職員として市長が任命します。
- (2)更新限度は最長3年ですが、勤務状況及び事業の見直し・予算措置の状況などにより、雇用期間の短縮、更新を行わない場合があります。

6 活動条件等

(1)報酬

月額195,000円(毎月21日支給です。支給日が祝日・週休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日・週休日に該当しない日を支給日とします。)

別途期末手当・勤勉手当有

(2)勤務日・勤務時間

① 勤務日は、平日、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で調整します。ただし、土・日・祝日・夜間に勤務が発生する場合があります。

② 勤務時間は、週30時間勤務です。

(3)有給休暇

1年目は13日、2年目は14日、3年目は15日です。

※1年目は採用月によって付与日数が異なります。

(4)特別休暇

公民権の行使、忌引き、産前・産後(各8週)などの特別休暇があります。

※取得事由により有給もしくは無給休暇となります。

(5)待遇及び福利厚生

① 住居は、鳥取市福部町総合支所が準備します。なお、隊員による家賃の負担はありませんが、転居にかかる費用、光熱水費、その他の生活費は個人負担とします。また、場合によっては通勤手当を支給します。

② 社会保険(雇用保険、厚生年金、健康保険)に加入します。

③ 活動に必要な経費は、予算の範囲内で鳥取市が負担します。

[主な活動経費]活動に係る消耗品費、出張旅費等

(6)その他

兼業は可能ですが、事前に届出が必要です(従事を制限する場合があります)。

7 応募手続

(1)応募受付期間

令和8年7月1日(月)～令和8年10月1日(木)必着

メール、郵送、持参で受け付けます。

メールの場合、提出書類を全て添付してご提出ください。

なお、提出された書類は返却しません。

(2)提出書類

・応募用紙

・住民票抄本(令和8年7月1日以降に取得したもの)

・普通自動車免許証の写し(表・裏とも)

※応募用紙は鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.tottori.lg.jp/page/41326.html>

QRコード:



※写真は、3か月以内に撮影した、カラー、無帽、背景なしの写真又はデータ貼り付けをお願いします。

8 選考スケジュール

◇応募締切:令和8年10月1日(木)

◇一次選考通知(書類選考):選考結果を10月9日(金)までに文書またはメールでお知らせします。

◇二次選考:第1次選考合格者を対象に鳥取市福部町総合支所において面接を行います。10月17日(土)の実施を予定していますが、日程については相談に応じます(詳細は、一次選考結果の通知の際にお知らせします)。

◇最終選考結果通知:11月上旬頃

最終選考の結果は、面接後2週間以内(発送)に文書でお知らせします。

※申請書類費用、交通費、宿泊費等の応募に係る経費は個人負担とします。

9 応募先・問合せ先

〒689-0102 鳥取県鳥取市福部町細川668番地

鳥取市福部町総合支所 地域振興課

電 話 0857-30-8662

F A X 0857-74-3714

電子メール fb-chiiki@city.tottori.lg.jp